

# いじめ防止基本方針

令和3年度  
那覇市立城西小学校

## 1. 本校の基本方針

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「進んで学び、明るく思いやりのある、たくましい健康な子」の育成を学校教育目標とし、「感謝の心で互いに尊重しあい、思いやりがもてる豊かな心の育成」を学校経営の重点事項の1つにしている。豊かな心の育成には、自他の生命を尊重する道徳教育、支持的風土のある学級経営、悩みを相談しやすい教育相談活動などの充実を通して、子どもが生き生きと学校生活を送ることができる教育環境をつくる必要があり、何より人権教育を充実させなければならない。特にいじめは重大な人権侵害であるという認識に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

## 2. いじめの定義

(1) いじめとは（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめの様態

- ①【暴力】：殴る・蹴る・頭髪を引っ張る・転ばす・ズボンや下着を下げる。
- ②【言葉の暴力（冷やかし等）】：あだ名や悪口を言う。やじる。はやし立てる。
- ③【仲間外れや集団による無視】：相手にしない。話しかけない。仲間に入れない。
- ④【たかり】：物品や金銭を要求する。万引きするように命じる。
- ⑤【嫌がらせ】：嫌がることをあえてする。物を壊す。隠す。机を離す。
- ⑥【言葉での脅し】：言われたくないことを何度も言う。口止めを強要する。
- ⑦【その他】：用足し、着替え、食事の際にのぞきこむ。用を言いつけ相手を酷使する。虚偽の情報や噂を流す（言いふらす）。パソコンや携帯電話で誹謗中傷などをする。等

※いじめ…いじめる側が一方的に仕掛ける。執拗に繰り返される。いじめられる側は傷つくが、いじめる側は傷つかない。

※けんか…ほぼ対等の関係で、勝ったり負けたりがある。

※ふざけ…双方が親しい関係かそれに近い状況にあり、相手を傷つけるようなダメージを与えることはない。

### (3) いじめ対応についての基本姿勢・基本認識

- ・いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ・いじめは、人として絶対に許される行為ではない。
- ・いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは、被害者の立場に立った親身の指導を行うこと。
- ・いじめは、学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること。
- ・いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること。
- ・いじめは、学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること。

## 3. いじめに対する指導体制

### (1) 「校内いじめ防止対策委員会」の設置

#### ① 構成員

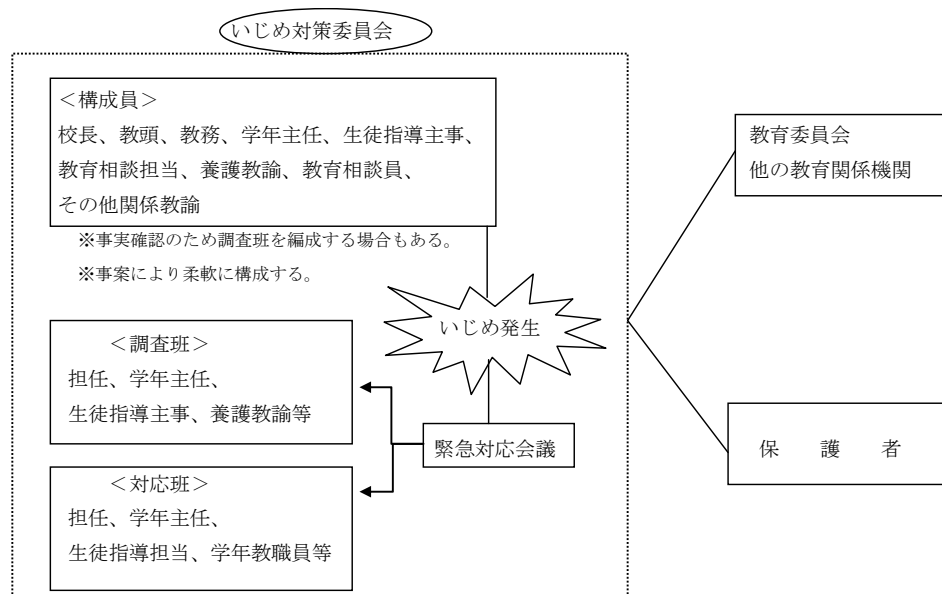
学校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、教育相談員、スクールカウンセラー、関係教諭、その他関係職員

#### ② 内容

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめ発見のための調査
- ・関係機関との連携
- ・保護者への対応
- ・いじめ事案への対応や指導方針等の協議 等

#### ③ 運営方法

- ・生徒指導委員会と同時に月1回開催する。
- ・いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成して対応する。
- ・校内いじめ防止対策委員会での内容や事案については、職員会議において報告し、周知徹底させる。 等



※「いじめ緊急対応会議」の開催について

○いじめを理由に1日でも学校を休んだ。

○保護者からいじめの訴えがあった。

○その他必要性がある場合。

上記に当てはまる場合は、いじめ緊急対応会議を開催する。

#### ①構成員

学校長、教頭、養護教諭、学年の担任全員、その他関係職員

#### ②内容

- ・いじめに係る情報収集及び実態把握とその共通理解・情報連携
- ・指導方針を話し合い、チームで動けるように共通理解を図る。
- ・保護者との連携について話し合う。
- ・指導ごとに会議を開き、報告・連絡・相談を行い、次の指導の共通理解を図る。

#### ③開催までの流れ

1. 上記にあてはまる事態がを確認

↓

2. 学年主任を中心に、直ちに学年で情報連携をする。

↓

3. 校長・教頭に報告する。

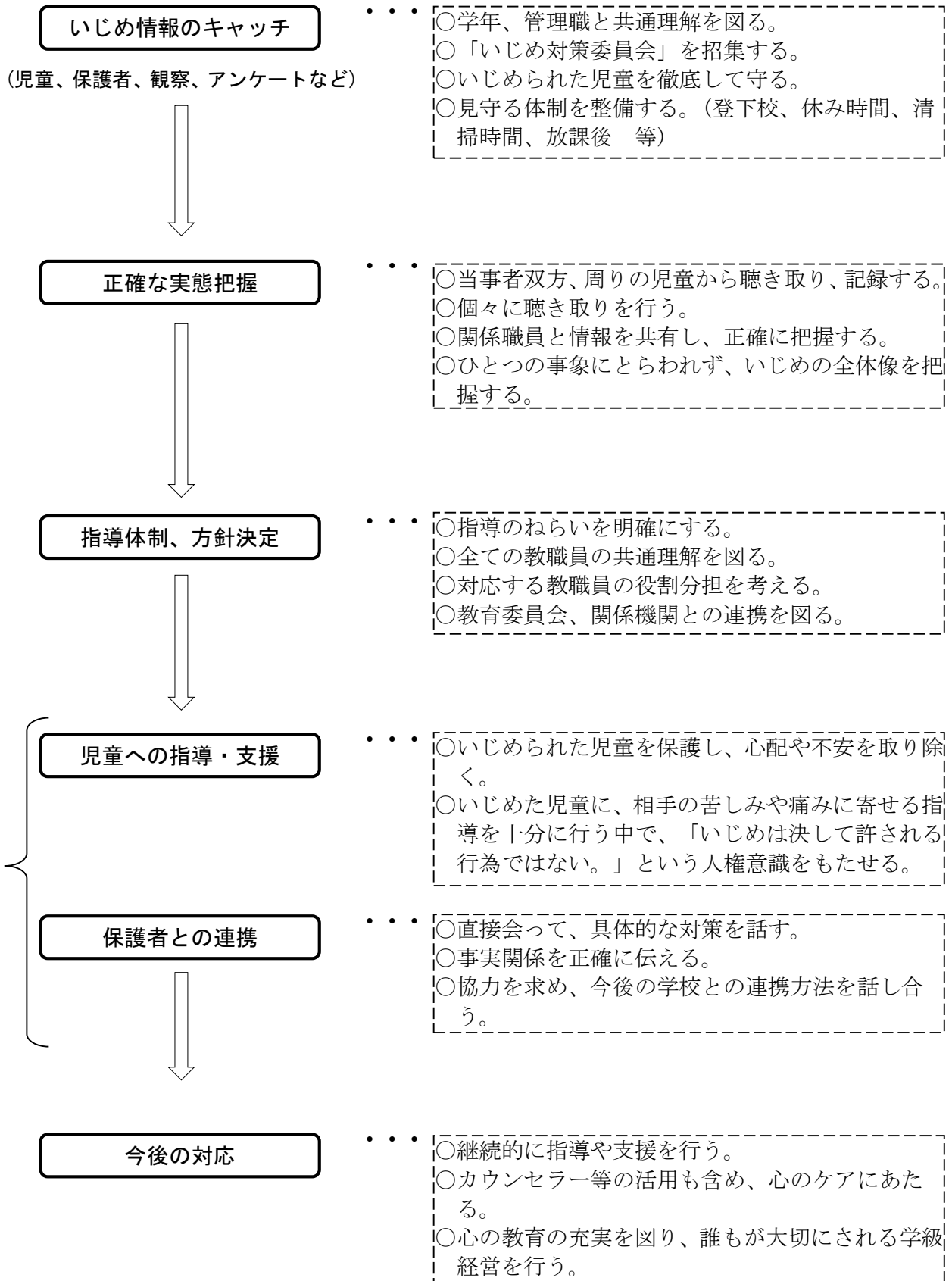
↓

4. 学年で指導の方針を話し合う。

↓

5. 生徒指導主任を中心に調整を行い、いじめ緊急対応会議を開催する。

## (2) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



## 4. いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取り組み

### ①日常的な観察

- ・朝や帰りの会や授業中の声や表情、休み時間や放課後の雑談等の機会に、児童たちの様子に目を配る。
- ・学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係はどのようであるかを把握する。気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

### ②メモ日記の活用

- ・必要に応じて気になる児童には日記を書かかせたりすることで、担任と児童、保護者との連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

### ③定期的なアンケート調査の実施

- ・毎月の人権の日に「なかよしアンケート」を実施。
- ・アンケート結果から気になる事があれば、その内容について詳しく聴き取り、迅速に対応する。

### ④個人面談の実施

- ・6月に「ふれあい週間」として、教育相談の期間を設定。
- ・心の健康づくりの場を設けることにより、児童の発するシグナル(適応上の問題、心理的な悩み、不安など)を想起に発見し、適切な対応を考えていく。

### ⑤その他

- ・わかる授業づくり、学習規律の徹底、非行防止教室の実施、情報モラルに関する指導、教職員間の情報交換、保護者からの情報提供

## 5. ネット上のいじめへの対応

### (1)「ネット上のいじめ」が発見された時の対応の流れ

- ①ネットいじめの発見、児童・保護者からの相談を受ける。
- ②書き込み内容を確認する。
  - ・当該掲示板等のアドレスの確認と記録・書き込み内容をプリントアウトして保存する。
- ③掲示板等の管理者に削除依頼をする。
  - ・管理者への連絡方法を確認する。利用規約等を確認の上、削除依頼を実施。
  - ・削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。
- ④掲示板等のプロパイダに削除依頼をする。
  - ・管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロパイダへ削除依頼をする。
  - ・削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、警察や法務局へ相談する。

## (2) 児童・保護者への対応

### ①被害児童への対応

- ・きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。

### ②加害児童への対応

- ・加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、いじめが起こった背景や事情について詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

### ③全校児童への対応

- ・個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童への指導を行う。

### ④保護者への対応

- ・迅速に連絡し家庭訪問などを行うと共に、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

## (3) 指導のポイント

- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為でないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

## 6. 重大事態への対応

重大事態とは、児童生徒がいじめを受けたことにより自殺を企図した場合や身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等が想定される。また、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。

なお、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、調査・報告等に当たる。

### 生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校すべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

